

Koujimachi

令和
3年
3月
第192号

特集



税務署をもっと知ろう!

● 青年部会が取り組む
「財政健全化のための健康経営プロジェクト」

● 会員企業紹介
「保険業特集」

● 活動開催報告
「令和2年 写真コンテスト」



山王坂(永田町2丁目)

法人会キャラクター
けんたくん



税務署をもっと知ろう!

税務署を詳しく
知りたいワン!



法人会会員の皆様にも馴染み深い税務署。

では皆様は税務署・税金についてどれだけご存知でしょうか。

そもそも「税」ってなんだろう?

税金ってよく
分からないワン



私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くのサービスが存在しています。その費用は、主に税金によって賄われています。

私たち



学校



病院

公園



税

(共通の会費)

消防署

町の道路など



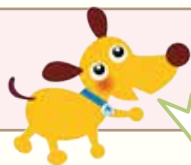
警察署



私たちの暮らし

税とは、私たちが健康で文化的な生活を送るための「会費」

なるほど～
税金は大切だワン



contents

特集

けんたくんと学ぶ
税務署をもっと知ろう!

2-5

表紙
写真
紹介

けんたくんと行く!
麹町エリアの坂

Vol.4「山王坂」



11

■ そもそも「税」ってなんだろう?	2
■ 財政の現状(令和2年度当初予算)	3
■ 「コロナウイルス感染症対策と税金」	3
■ 税務署のお仕事	4
■ 税務署へ行ってみよう	5
■ 令和3年度 税制改正大綱	6-7
■ 青年部会が取り組む!「財政健全化のための健康経営プロジェクト」	8-9

■ 会員企業紹介・新入会員紹介	10
■ 令和2年 写真コンテスト	11
■ 事務局だより	11
■ 税務署だより・都税だより	12
■ 区税だより・麹町消防署だより	13
■ 麹町警察署だより	14
■ 広告	14-16

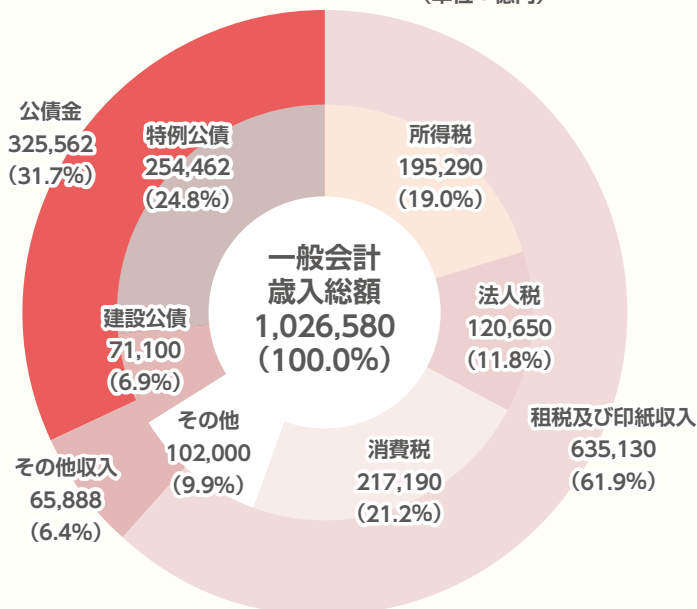
財政の現状 (令和2年度当初予算)

でも、払った税金がどのように使われているのか気になるワン!



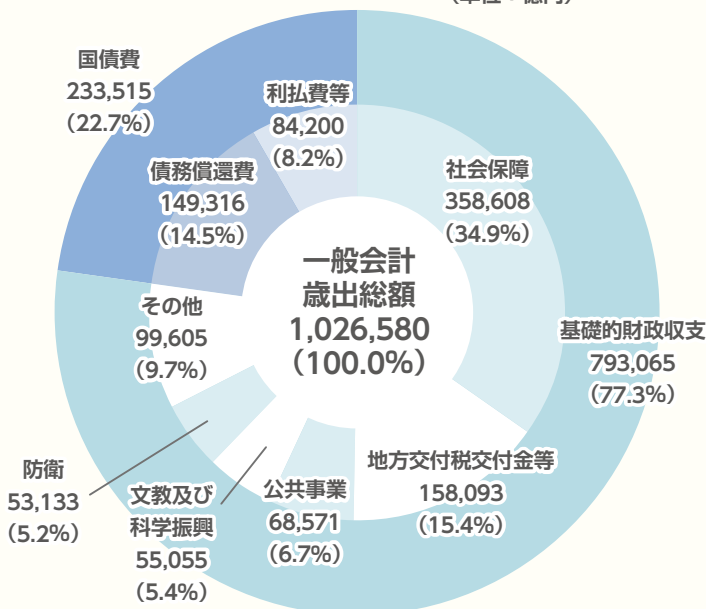
国の一般会計歳入額の内訳

(単位：億円)



国の一般会計歳出額の内訳

(単位：億円)



これから社会保障関係費が増える一方で、その費用である社会保険料を負担する働き手が減り、税などによる負担が増えるかもしれないんだワン。今後、豊かで安心して暮らせる未来のために、**租税負担と給付の関係についてボクたち一人一人が考えることが大切だワン!**

「コロナウイルス感染症対策と税金」

一人あたり10万円の特別定額給付金も記憶に新しいと思います。2回目の支給も検討されていますが、「そのお金はどこから捻出しているの?」と疑問が出てきます。

国はコロナウイルス感染症対策の経済対策費として約77兆円(令和2年度第3次補正予算)もの予算を計上し、さまざまな対策費に充てたり、特別定額給付金の支給に充てられました。

国からの支援額(国債の発行)
約77兆円

消毒液やサーモグラフィ等の支給

医療機関へPCR検査機等の整備

Go To キャンペーン

特別定額給付金・持続化給付金

教育

医療

観光

生活
経済

東京都からの支援額(財政調整基金)
約8,400億円

児童館や保育施設の経済支援

宿泊療養施設の提供

もっと楽しもう! Tokyo Tokyo

感染拡大防止協力金

これらの財源はいずれ将来世代が返す国債や緊急時に備えて積み立てられていた財政調整基金で賄われました。私たちと密接に関わる税金。コロナウイルスで大変なこの機会にこそ、税について考えてみてはいかがでしょうか。

税務署をもっと知ろう!



税務署のお仕事



今まで詳しく知らなかった各部門のお仕事を紹介していくワン!

税務署は納税者が申告した内容が正しいかどうかを判断する課税の仕事と、納税者から税金がきちんと納められているかを管理する徴収の仕事に大別されます。

その他にも税金に対する知識を広めるための講座を開いたりすることも税務署のお仕事です。

税務署の部門

総務課

税務広報広聴官

管理運営部門

徴収部門

個人課税部門

資産課税部門

法人課税部門

酒類指導官

法人課税部門

会員企業の皆様と関わりの深い法人課税部門はどういったことをしているんだワン?



法人に関わる税はたくさんあります。その中でも法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等の資産以外の税を専門的に行っている部門です。

また、税務署によっては、経済取引の国際化・高度情報化の進展に対応するため、専門官が配置され、調査等を広域的に行っています。



法人税などの申告相談



国際税務専門官
国際化に対応した調査



情報技術専門官
高度情報化に対応した調査



特別国税調査官
大規模法人の調査

法人課税部門のお仕事の流れ

申告等の相談

内部で申告内容の審査

必要に応じて税務調査の実施

会計処理税法適用の適否検討

正しい申告の指導
更正処分等



適正公平な課税を維持するには法人課税部門だけでも、これだけたくさんのことがあるんだね。これからも正しい納税を心がけるワン!

税務署へ行ってみよう



税のことやどんなお仕事をしているかはわかったけれど、実際に相談へ行くにはどうすればいいかわからないワ。いきなり行っても大丈夫？

まずは電話で相談。窓口関係は管理運営部門で一本化しています。

税務署でのご相談は事前予約をお願いします。
予約のないご相談には対応できない場合があります。

コロナウイルス感染拡大防止のため、
ご相談の際は密になることを避けるんだワ



令和2年分の確定申告期限は
令和3年4月15日まで延長されたワ

税務署に電話



自動音声に従って番号を選択

1 を選択

国税局電話相談センター

- 国税に関するご相談
- ① 個人の方の年金・給与・事業などの所得税 ④ 法人税
- ② 給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書 ⑤ 消費税・印紙税
- ③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価 ⑥ 税務署の開庁時間など・その他の国税

2 を選択

税務署

- 面接の電話予約 ● 税務署からのお尋ねや税金のお支払いに関するお問い合わせなど

3 を選択

コールセンター(軽減税率制度等)

- 消費税の軽減税率制度についてのご相談等 フリーダイヤル(0120-205-553)からもご利用いただけます。

4 を選択

猶予相談センター

- 新型コロナウイルスに関する特例猶予のご相談

内容によって専門部門へ

法人課税部門

資産課税部門

個人課税部門

酒類指導官

徴収部門

個人課税部門

個人事業者を対象とした申告等の相談・指導・調査を担当。



資産課税部門

「相続・贈与・譲渡」に関する税金を担当。

毎年申告する必要がない税金のため、申告漏れに注意が必要だワ!



酒類指導官

酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を担当。



税務署ってコワイところだと勘違いしていたけれど、これで不安なく税務署へ相談に行けるワ!

法人会からの
提言が実現!

令和3年度 税制改正大綱

— 法人会の税制改正提言 —

中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長と 固定資産税は据え置きなどが実現! ウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正に

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却か取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べるものとします。

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅	消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅	消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅	消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅	消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象ではありません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

《記事内容についてのお問合せは》

TSK税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

[TEL] 03-5363-5958 [FAX] 03-5363-5449 [HP] <http://www.iida-office.jp/>

青年部会が
取り組む!

「財政健全化のための 日本の未来を担う

青年部会では「法人会から日本を変える」という決意で、「健康経営を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」という2040年に向けた目標を設定しています。

酒井青年部会長より

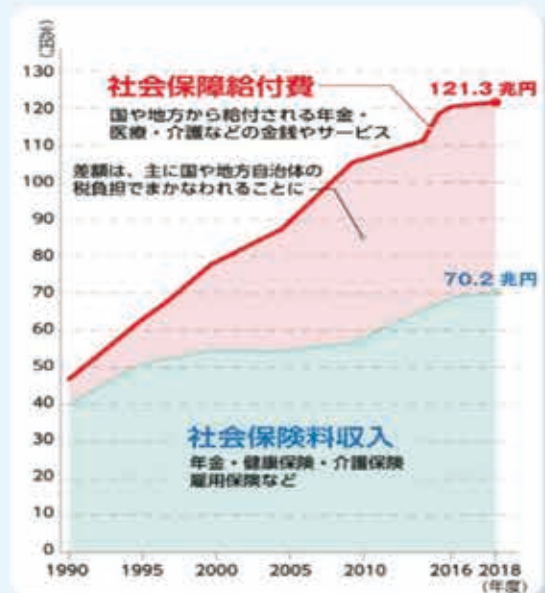
近年、青連協の租税教育活動が定着してきたことを受け、新たな試みとして財政健全化の為の健康経営プロジェクトに取り組むこととなりました。政府推計によると、今後高齢化が進み2042年に高齢者割合がピークを迎えます。社会保障費は2018年の121兆円に対し、人口減少にもかかわらず年々増え続け2040年に190兆円を超える試算が出ており、社会保障制度が破綻する危機に直面しています。それを回避するために財政健全化を検討し、結果「法人会から日本を変える」という決意のもと健康経営プロジェクトが2019年の「全国青年の集い大分大会」でスタートしました。

健康経営により企業において収益向上＝法人税収増、個人は健康寿命の延伸による高齢者の労働参加＝所得税収増、ジェネリック医薬品を使用することで医療保障費を削減して(使用率100%で1.2兆円/年の医療費削減)財政健全化に貢献することを目的としています。

全体イ

現状

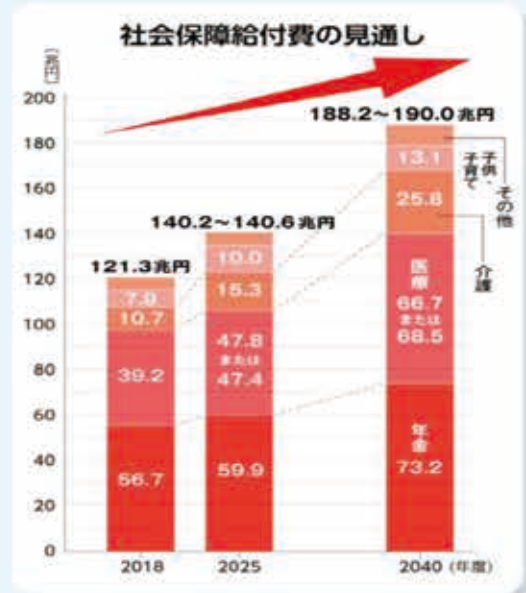
社会保障給付費への公費（税）の投入は年々増え続けている
(社会保障給付費＝国民の保険料＋税金)



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所および2018年度は厚生労働省より作成

将来

社会保障給付費は2040年には190兆円に達すると推計されている。なかでも医療費等(医療費と介護費)給付費の伸びが大きい



(出所) 経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」より作成

共感

租税教育活動で私たちが子供たちに伝えなければならないことは

税の本質が、誰かを大切に想う気持ち、すなわち「思いやりの心」であるということ

全国青年の集い高知大会で福岡局連・直方法人会の「税に込められた想いを伝える租税教育活動」が最優秀賞を受賞

健康経営プロジェクト」

子供たちのために

青年部会の活動を
紹介するワン



財政健全化のための健康経営プロジェクト

目標 1 企業の活力向上について

法人会青年部会は、2040年に向けて、社会保障制度の破たん回避と安定的な国の歳入確保に寄与するため、今後、法人会ならではの健康経営の推進と普及に取り組み、会員企業をはじめ日本全国の企業と共に生産性向上と収益力強化を実現し、税金（法人税と所得税）の増加に貢献する。

目標 2 医療費の適正化について

法人会青年部会は、2040年の社会保障給付費の推計190兆円を抑制するため、今後、適切な医療との関わり方について学び実践するとともに、会員企業をはじめ広く世の中に周知することで医療費の適正化に貢献する。



イメージ図

問題意識

しわ寄せは
子供たちに・・・

「財政的児童虐待」 の回避



子供たちの世代を
救うために
我々が主体的に
取り組めることは
ないだろうか？

課題解決

1 | 「健康経営」の推進

- ① 個人の健康づくり
- ② 職場の環境改善
- ③ 職場のメンタルヘルスケア

健康寿命の延伸

企業メリット
「健康経営」

いきいきと働くことによる生産性向上
高齢者の活用による労働力確保
自立した社員の育成と企業イメージ向上

企業の活力向上

税金の増加

2 | 「効率的な医療利用」の浸透

- ① 薬代の節約（ジェネリック医薬品の使用）
- ② 賢い検査の選択
- ③ 医療機関の適切な受診など

医療費の適正化

社会保障給付費の削減

GOAL

日本の未来を担う 子供たちのために
財政健全化に貢献

会員企業紹介

保険業特集

麹町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介します。

一般財団法人あんしん財団

管外



一般財団法人あんしん財団は、昭和 39 年の創立以来、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的にケガの補償、福利厚生サービス、災害防止事業の三事業を提供しています。

〒東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 5F
☎ 03-5362-2339 🌐 <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>



株式会社インディ

有楽町日比谷地区会

〒東京都千代田区有楽町 1-6-3-9F
☎ 03-6550-8232 🌐 <https://indy-hoken.co.jp/>



AIGビジネス・パートナーズ株式会社

管外

〒東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MT ビル 10F
☎ 03-5400-4084 🌐 <https://www-510.aig.co.jp/abp/>



富国生命保険相互会社

有楽町日比谷地区会

〒東京都千代田区内幸町 2-2-2
☎ 03-3508-1101 🌐 <https://www.fukoku-life.co.jp/index.html>



明治安田生命保険相互会社

大手町丸の内地区会

〒東京都千代田区丸の内 2-1-1
☎ 03-3283-8773 🌐 <https://www.meijiyasuda.co.jp/>



株式会社有備保険サービス

大手町丸の内地区会

〒東京都千代田区丸の内 1-9-1 日本鉄道 OB 会連合会本部内
☎ 03-3211-2925

ピックアップ企業



有限会社牛田噴霧機工場

管外

明治 44 年に創業。環境衛生用噴霧機から感染症対策機器まで幅広く扱っております。飲食店でお困りのゴキブリ駆除、商業施設でのネズミ対策・駆除等なんでもご相談ください。

〒東京都港区白金 5-11-13
☎ 03-3441-1023 🌐 <https://ushida-sprayer.com/>



会員企業紹介 記事募集中

同じ麹町法人会の会員でも知らない企業はたくさんあります。そこで、企業紹介のページを作りました。「我が社のおすすめ！新製品」など企業のPRにお使いください。麹町法人会の輪を広げましょう！

お問合せ
麹町法人会 事務局
admin@koujimachi.or.jp

新入会員紹介

(令和2年11月1日～令和3年2月28日)

新しく会員になられた企業様を
ご紹介いたします。

株式会社クレイス

麹町地区会

業種：エステティックサロン経営
コンサルタント他

〒東京都千代田区麹町 1-3-11
☎ 03-6265-6789 🌐 <https://www.clavis6789.com/>



明治安田生命健康保険組合

大手町丸の内地区会

業種：保険組合

〒東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命会館 3階
☎ 03-3283-8579 🌐 <http://www.mykenpo.or.jp/>



有限会社安田総合

有楽町日比谷地区会



お客様のリスクに対して一番良い解決策を、お客様と一緒に考えていきます。本社は宮城県石巻市にあります。

〒東京都千代田区有楽町 1-6-8 コタニタワー 2F
☎ 03-6550-8345 🌐 <http://yasuda-sg.com/>



新入会員を募集中!



麹町法人会のご紹介・お声がけをお願いします
法人会をご存じない方、ご加入をご検討いただける方にお声がけをお願いします。
事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。

令和2年 写真コンテスト

審査会

- 開催日:11月27日(金)
- 場 所:富士見区民館

恒例の「写真コンテスト」の審査会が昨年秋に行われました。審査の結果、金賞1点、銀賞2点、銅賞3点、広報委員長賞1点が決定いたしました。



写真コンテスト展示

- 開催日:1月15日(金)～2月16日(火)
- 場 所:新有楽町ビル地下1階ギャラリー



～受賞作品～

※敬称略

金賞



暑い日
飯島 加代子

銀賞



古き良き昭和95年
～お仕事編～
北沢 英一



感謝とエール
(医療従事者の皆さんへ)
深瀬 恵子

銅賞



往昔
中沢 輝久



ゆうやけこやけ
福武 祐美子



焦点
児玉 靖志

広報委員長賞



古都鎌倉に梅香る
石井 学

事務局だより

information



令和3年度の年会費納付について

口座振替をご利用の方

- ・口座振替日 **令和3年4月27日(火)**
- ・口座振替案内はがきは、振替日の3日前までに発送を予定しております。

金融機関へのお振込みをご利用の方

- ・請求書(振込用紙)を、4月中旬に発送を予定しております。
- ・**5月末までにお振込み**下さいますようお願いいたします。

移転・休廃業その他の変更点が生じましたらお早めにご連絡を！



登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、左図の「諸変更届」に必要事項をご記入の上事務局へFAXしてください。

FAX:03 (3261) 9428

「諸変更届」用紙は、Webサイトからも印刷できます
[麴町法人会Webサイト](#)
> 各種届出用紙

退会に際しては、事務局へご連絡いただき「退会届」によるお申し出が必要となります。届出がないと、年会費が発生しますので、ご注意ください。



けんたくんで行く！～麴町エリアの坂～

vol.4

山王坂

鹿島清兵衛の屋敷があったので鹿島坂とも呼ばれたワン！

衆議院第一議員会館と第二議員会館の間を日枝神社(山王社)前に下る急坂で、数年前にきれいに舗装され

ました。この坂の辺りは、明治維新まではほとんど山王社の社地だったため、この名で呼ばれたようです。



令和2年分 確定申告特集

確定申告会場にお越しになる方へ

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。なお、相談はチャットボットやお電話でも可能です。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券の配付方法は2通りあります。

1. 確定申告会場で当日配付

「入場整理券」は、当日各会場で配付します。全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

2. オンライン(LINE)で事前発行

右のQRより国税庁LINE公式アカウントを友達追加、トーク画面の「相談を申し込む」を選択することで、オンラインで事前取得できます。入場時に申込完了画面を提示してください。



確定申告会場にお越しになる方へのお願い

○入場時の検温の実施

検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。



○マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。



○少人数での来場

会場には、必要最小限の人数でお越しください。



スマートフォンでの申告がさらに便利に！

スマートフォンのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信は、令和3年1月からAndroid端末でもiPhone端末でも、マイナポータルAPのインストールのみで可能となります。



令和2年分の確定申告期限が令和3年4月15日(木)まで延長されました。

詳細は下記URLをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者
(東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者)

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)

令和3年9月まで



・申告書
・別表等
・納付書
・税率表等*

*税率表等は法人二税のみ

令和3年10月から



・申告書
・別表等
・納付書
・税率表等*

*税率表等は法人二税のみ

申告書、別表は東京都主税局
ホームページからダウンロードできます

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>



電子申告利用の手続については、
eLTAXホームページをご覧ください

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



お問い合わせ先

東京都千代田都税事務所
03-3252-7141(代表)

法人二税
「法人事業税担当班」

事業所税
「事業所税担当班」

住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出のなかった方、昨年中に転入された方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧ください。令和3年3月15日(月)までに申告してください。

～便利・安心・簡単～

住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。
※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

千代田区納税案内センターからのご案内連絡

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話でお問い合わせをさせていただく場合があります。

振り込み詐欺やなりすまし詐欺にご注意ください。

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取扱うこともありません。

お問い合わせ先

千代田区役所

電話:03-3264-2111(代表)

税務課課税係(住民税の申告)

内線2263~9・2277

税務課納税促進係(口座振替)

内線2272

税務課特別整理係(納付相談)

内線2281・2284

**東日本大震災から10年
オフィスで家具転対策をしましょう!**

(家具の転倒・落下・移動防止対策)

オフィスの家具は重い!

10年前は長周期地震動により、都心の高層ビルでは15分にわたり揺れが続きました。

長周期地震動



固定をすれば安心!



家具の転倒防止対策の動画はこちらから↓↓



YouTube
東京消防庁公式チャンネル

チャンネル登録
お願いします!!



問合せ先

麹町消防署 TEL 03-3264-0119
FAX 03-3264-1991

永田町出張所 TEL 03-3580-0119
FAX 03-3593-2436

✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp

注意 **ダマシの新手口** **警察署に来て**
窃盗・キャッシュカード詐欺などに発展か!? 昨年9月以降アポ電急増

〇〇警察のサギヤマです
至急、警察署に来てください

あなたの
キャッシュ
カードが
不正利用
されています

警察署に
行った
場合

お急ぎを
すぐに行きます!

警察署へ!
今のうちに現金盗むぞ

家人が不在の際に
現金等を盗まれる
おそれがあります。

警察署に
行かない
場合

足が痛くて…
それでは近くの警察官が
カードの回収に向かいます

カードを受け取りに
お願いします

キャッシュカードや
通帳をダマシ取られる
おそれがあります。

STOP **その電話…アポ電です!**

だまされない
ポイント

- 在宅時も留守電設定にして不審な電話に出ないようにしましょう。
- このような電話に出ってしまったら警察に通報してください。
- 自宅に侵入されないための防犯対策を。

問い合わせ先 **麴町警察署 防犯係**  **03-3234-0110**
(内線2612)



izumi-kaikei

いずみ会計事務所では
公益法人(社団法人、財団法人)
NPO法人、任意団体の会計や
税務の御相談を受け付けています!

税理士・内部監査士 **浦田泉**

① **いずみ会計事務所 (浦田泉税理士事務所)**
 ① **いずみ会計コンサルティング株式会社**

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室
TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513
E-Mail info@izumi-kaikei.com

[いずみ会計事務所の「ためになるブログ」 Season2]
<http://www.izumi-kaikei.info/>
 [公益法人専門の税理士 (いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]
<http://ameblo.jp/izumikaikai/>
 [NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]
<http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/>

[いずみ会計事務所 facebook]
<https://www.facebook.com/izumikaikai>
 [公益法人専門の総合相談室 facebook]
<https://www.facebook.com/koueki.kaikei>

■いずみ会計事務所ウェブサイト <http://izumi-kaikei.com/>
 ■公益法人会計.com <http://koueki-kaikei.com/>



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、短期入院から専門外来までの幅広い診療科と、最新かつ先進的な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・早期から早期治療までの、一連の医療を渡りながらご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。

- T E L** 03-3222-0071
- 住 所** 東京都千代田区九段北1-9-5
- 受 付** 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診
- アクセス** ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。
- U R L** <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。



体を守る天与のメカニズム、「免疫」を利用したがん治療。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

[診療例] 多価樹状細胞ワクチン(使用ペプチド4種類まで)と活性NK細胞療法の併用療法
※2週間毎に1回投与。5回投与で1クールとなります。
※1回投与55万円(税込)。健康保険適用外の診療のため全額自己負担となります。
※患者さま自身の免疫細胞と免疫システムを利用するため、副作用はほとんどありません。



無料でご相談をお受けしています。(ご予約制)

保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は日米欧連の12ヵ国(都市)で特許を取得。

東京キョウガンクリニック

東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館ビル9階
TEL. 03(6380)8031 / FAX. 03(6380)8032
受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診
■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

特許技術の免疫療法で
がん治療の未来を切り拓く。

日本の未来を担う子供たちのために 財政健全化に貢献!

医療費等給付費の増大が国の財政を圧迫

しわ寄せは子供たちに...

子供たちの世代を救うために我々大人が 主体的に取り組めることはないだろうか?

ジェネリックで お願いします

※直接医師に「ジェネリックを使いたい」と伝えてください。

ジェネリック医薬品とは?

新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で、**効き目・品質・安全性が同等**なお薬で、開発費用が抑えられるため**低価格**です。ジェネリックの使用率は約7割(2018年)これが100%になると年間1.2兆円の医療費が削減できます!



ここにシールを貼ってください

シールを貼ろう!!!
上のラベルを剥がし、保険証に貼付してください。

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	0101
	平成00年 0月 0日交	
	記号 01010101 番号 010	
	姓 名 田村 太郎	
	生年月日 平成00年 0月 0日	性別 男
	〒 〇〇〇〇〇〇	
	保険者番号 01010101	
	保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部	印



(公財) 全国法人会総連合 青年部会連絡協議会